

事務総局会議（第1回）議事録	
日時	平成29年1月10日（火）午後3時00分～午後4時25分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度裁判所所管補正予算（第3号）について 笠井経理局長説明（資料第1） 2 平成29年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1，2
秘書課長 氏本 厚	

平成28年度裁判所所管補正予算（第3号）について

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
当初予算額	315,300,114	
1次補正後予算額	315,300,114	
2次補正後予算額	319,798,736	追加額 4,498,622
補正要求額	△2,316,114	
修正減少額	△2,316,114	不用による既定経費の減少 △ 2,316,114 人件費 △ 1,905,531 裁判費 △ 209,100 その他 △ 201,483
3次補正後予算額	317,482,622	

平成29年度予算案の概要

(単位:百万円)				
区 分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	315,300	317,703	2,403	0.8%

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 3,169 (前年比 △483)
 - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 刑事事件関係経費 4,512 (前年比 +198)
 - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,454 (前年比 +63)
 - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,029 (前年比 +348)
 - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 15,872 (前年比 +1,267)

3. その他の機構維持等に必要な経費

- 職員人件費 258,179 (前年比 +1,808)
- 司法修習生関係経費 4,661 (前年比 △815)
- その他の機構維持等経費 9,826 (前年比 +17)

4. 人的機構の充実

- 増員 91人

判 事 50人
書記官 24人
事務官 17人

※判事補から判事への振替23人, 速記官から書記官への振替5人を含む

- 定員合理化 71人

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	平成29年1月17日（火）午前10時00分～午前11時07分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，春名人事局総務課長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（資料第1） 2 平成29年度外国出張計画（年度当初（4月）実行分）について 氏本秘書課長説明（資料第2） 3 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱について 中村総務局長説明（資料第3） 4 労働審判員研修会の開催について 平田行政局長説明（資料第4）
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4
秘書課長 氏本 厚司	

事務総局会議資料第1
(1月17日開催)

(平成 29. 1. 17 秘書渉外二印)

平成 28 年度外国出張計画

出張

外国司法事情研究

大韓民国における大法院行政処との司法交流及び同国における司法事情研究（大韓民国，約 3 日間）【秘書課】

裁判官 1 人

平成29年度外国出張計画(年度当初(4月)実行分)

出張

国際会議

フォーダム大学ロースクール主催国際シンポジウム出席並びに米国の特許訴訟に関する制度及び実情調査(米国, 約1週間)【行政局】

裁判官1人

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱 (案)

1 趣旨

司法行政事務の適正な遂行の確保のために、最高裁判所事務総局が調査又は検証を実施し、改善、是正又は再発防止のための措置を検討するに当たり、外部の有識者の意見を聴取し、その公正性及び客観性を確保する。

2 構成員

常任委員 2 名

臨時委員 1 名又は数名

3 概要

- (1) 最高裁判所事務総長は、司法行政事務の適正な遂行の確保のために、最高裁判所事務総局が調査又は検証を実施し、改善、是正又は再発防止のための措置を検討するに当たり、必要があると認めるときは、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員（以下「有識者委員」という。）から意見を聴取することができるものとする。
- (2) 最高裁判所事務総長は、有識者委員として、常任委員 2 名を任命する。
- (3) 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 最高裁判所事務総長は、課題の重大性、専門性等を考慮し、必要があると認めるときは、有識者委員として更に 1 名又は数名の臨時委員を任命することができる。
- (5) 臨時委員の員数及び任期は、任命の都度最高裁判所事務総長が定める。
- (6) 最高裁判所事務総長が意見を聴取するために有識者委員による会合を開催するときは、その議事は非公開とする。
- (7) 有識者委員に関する庶務は、最高裁判所事務総局総務局が行う。
- (8) この要綱に定めるもののほか、有識者委員に関し必要な事項は、最高裁判所事務総長が定める。

以 上

(平成29. 1. 17行一印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年4月から同年6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研修事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員

事務総局会議（第3回）議事録

日時	平成29年1月24日（火）午前10時00分～午前11時38分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，福家総務局参事官，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，吉田刑事局第二課長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長，白井裁判所職員総合研修所長
議事	1 裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項等について 小泉司法研修所長説明（資料第1） 2 平成29年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について 白井裁判所職員総合研修所長説明（資料第2） 3 新裁判官の配置について 福家総務局参事官説明（資料第3） 4 最高裁判所事務総長の代理に関する規程の制定について 福家総務局参事官説明（資料第4） 5 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 福家総務局参事官説明（資料第5）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 4 ◎ 了承 5
秘書課長 氏本厚司	

【資料】

裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項等（案）

1 裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項（付議事項）

- (1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし，カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか，裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務，会計，金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件，建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全，労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟，令状，医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件，家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け，事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

- b 基本（右陪席クラス）
- c 実務（裁判長・右陪席クラス）
- d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

(ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

(イ) ポスト（1週間以内）：支部長，部総括，所長等のポストに就任した者

(ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず，一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として，事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

(ア) 裁判系（3日間以内）

(イ) 導入系（1週間以内。ただし，新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち，1本については約1か月間）

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁，司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁

ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告事項）

(1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）

ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社

イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（１年間）：２１世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

知的財産権専門研修（短期）（２週間以内）：理化学研究所

(3) 判事

ア 報道機関研修（１～２週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（１～２週間）：派遣先民間企業各社

ウ 知的財産権専門研修（長期）（４か月間）：東京理科大学大学院

【資料】

平成29年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項(案)

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの(各2日から5日程度)

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官(1本)

(イ) 首席家裁調査官(2本)

(ウ) 事務局長(1本)

(エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等(2本)

(オ) 次席家裁調査官等(1本)

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長・首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官(1本)

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの(各2日から4日程度)

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官、主任家裁調査官及び課長補佐等(4本)

(イ) 主任家裁調査官(1本)

(ウ) 課長補佐等(1本)

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画・実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）を対象とするもの（各2日から5日程度）

ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

① 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年2本）

② 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

③ 家裁調査官（特定のテーマについて1本）

④ 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

① 家裁調査官（経験7年程度の者を対象とするもの2本、経験3年程度の者を対象とするもの1本）

② 執行官（執行官、新任執行官をそれぞれ対象とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施しており、平成29年度は実施しない。））

イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高

揚等を図る目的で実施するもの（３日程度を１本）。

(5) その他

ア 書記官任用試験（ＣＡ）関係

書記官任用試験（ＣＡ）の口述試験合格者を対象として書記官任用に必要な能力をかん養しつつこれを検証するための試験（７０日程度。この間、各受験者の所属庁において実務研修を実施）

イ 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する。

(ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（２日程度を１本）

(イ) 情報化推進の役割を担当する職員（各３日程度を２本）

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

(1) 管理者層を対象者とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実・改善を目的として実施するもの（１日程度）

(2) 中間管理者層を対象者とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（５日程度）

(3) 主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。１１日程度）

(イ) 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。３日程度）

イ 事務局事務系

(ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの。(3日程度)

(イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの(3～4日程度)

(4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する(3日程度)。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る(期間は実施機関が適宜定める)。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する(5日程度)。

3 自庁研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する庁。本数は実施庁において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの(3日程度)

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの(3日程度)及び採用直後の職員を対象者とするもの(2日程度)

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの(期間及び対象者は実施庁において定める)。

なお、高裁が自庁及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある(いわゆる高裁ブロック研修)。

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、

期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して総研において定める。

(1) 書記官及び家裁調査官の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（7月程度又は2年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

【参考】書記官及び家裁調査官の養成

1 書記官の養成

(1) 裁判所書記官養成課程第一部（総研入所試験に合格し、平成29年度の総研の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

(2) 裁判所書記官養成課程第二部（総研入所試験に合格し、平成28年度又は平成29年度の総研の入所指名を受けた大学法学部以外の学部卒業者等を対象者とする。2年）

2 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（平成29年度の総研の入所指名を受けた家裁調査官補を対象者とする。2年）

以 上

事務総局会議資料 第3
(1 月24 日開催)

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁 判 官	池	上	政	幸
裁 判 官	大	谷	直	人
裁 判 官	小	池		裕
裁 判 官	木	澤	克	之
裁 判 官	山	口		厚

第二小法廷

裁 判 官	寺	田	逸	郎
裁 判 官	小	貫	芳	信
裁 判 官	鬼	丸	か	おる
裁 判 官	山	本	庸	幸
裁 判 官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁 判 官	岡	部	喜代子
裁 判 官	大	谷	剛彦
裁 判 官	大	橋	正春
裁 判 官	木	内	道祥
裁 判 官	山	崎	敏充

(平成29. 1. 24 総一印)

最高裁判所事務総長の代理に関する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所事務総長の代理に関する規程
- 2 理由

最高裁判所規程第

号

(平成二九・〇・〇総一印)

最高裁判所事務総長の代理に関する規程

- 1 最高裁判所事務総長に差し支えのあるときは、事務次長がその職務を代理する。
- 2 前項の場合において、事務次長に差し支えのあるときは、最高裁判所事務総局の職員のうちから最高裁判所長官の指定する者が最高裁判所事務総長の職務を代理する。事務次長を欠いているときも、同様とする。

附 則

この規程は、平成二十九年一月二十五日から施行する。

理 由

最高裁判所事務総長に差し支えがある場合に備えて、その職務の代理に関する規定を整備する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年3月3日 (金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ~ 12:15	12:15 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
3日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

事務総局会議（第４回）議事録	
日時	平成２９年１月３１日（火）午前１０時００分～午前１１時３４分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，富澤総務局第二課長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	平成２９年度外国出張計画（年度当初（４月～７月）実行分）について 氏本秘書課長説明（資料）
結果	◎ 了承
秘書課長 氏本 厚司	

平成 29 年度外国出張計画 (年度当初 (4 月～7 月) 実行分)

出張

1 最高裁判所判事

- (1) ベトナム, 香港 最高裁判事 1 人
- (2) (1)の随行 裁判官 1 人

2 国際会議

- (1) オクスフォード大学主催シンポジウム (英国, 約 5 日間) 【秘書課】
裁判官 2 人
- (2) 国際司法会議 (International Judicial Conference)
(フランス, 約 1 週間) 【秘書課】 裁判官 1 人
- (3) 国際商標協会 (International Trademark Association) 年次総会
(スペイン, 約 1 週間) 【行政局】 裁判官 1 人
- (4) DV と子奪取条約に関する専門家会議 (英国, 約 4 日間) 【家庭局】
裁判官 2 人

3 裁判官司法事情研究

- (1) 陪審員選任手続の実情及び運用上の工夫 (米国, 約 10 日間) 【刑事局】
裁判官 1 人
- (2) 裁判官研修の実情調査 (フランス, 約 1 週間) 【司法研修所】
裁判官 2 人